

檄

南島足元の舞子、大島銀鋼の足元三百円を上った。首金も低下を許した。大島銀鋼の足元も同じく最後の血の一滴も下し、先着の金社と次取しよると宣々として入る。

南島の足元、大島の足元、首金も低下を許した。大島銀鋼の足元も同じく最後の血の一滴も下し、先着の金社と次取しよると宣々として入る。大島の足元、南島の足元、首金も低下を許した。大島銀鋼の足元も同じく最後の血の一滴も下し、先着の金社と次取しよると宣々として入る。

大島の足元に救済金を送れ、
鐵道預金低下絶対反対、
工場預金低下絶対反対、

南島合同労組会

5.8.20
第1566号

券秘第ニ七六九號

昭和五年八月十八日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏 殿

社會局長官吉田 殿

各廳府縣長官 殿 (北道京都 南道)

株式会社大島製鋼所勞働第議ニ関スル件(券大難)

要旨

此會社於八月二十六日給料を停止し今日申訴回對等は、全部拒絶する旨を通告す。此會社が八月二十六日給料を停止し今日申訴回對等は、全部拒絶する旨を通告す。此會社が八月二十六日給料を停止し今日申訴回對等は、全部拒絶する旨を通告す。

標記第議ニ関シ後報ノ後其ノ後ノ状況左記ノ道